

（仮称）大磯町自治基本条例策定に向けた報告書

平成22年10月

（仮称）大磯町自治基本条例策定委員会

はじめに

(仮称)大磯町自治基本条例策定委員会は、町が平成21年5月に自治基本条例の策定事業を開始したことを受け、一般公募委員をはじめ町内の各団体から推薦された14名の町民委員と、2名の学識経験者をあわせた16名の体制で(仮称)大磯町自治基本条例策定ワークショップからスタートしました。

平成21年7月31日に第1回ワークショップを開催し、翌年3月までに延べ9回の会議を開催し、自治基本条例の意義、目的、条例に盛り込む内容等について検討を重ね、参加と協働の仕組みづくりを図るため条例骨子(案)の策定を行いました。

同年11月には、ワークショップメンバーに(仮称)大磯町自治基本条例策定委員として委嘱状が交付されたことから、平成22年4月より4回の策定委員会を開催し、条例骨子(案)を元に具体的な条文の検討に着手しました。

策定にあたって、私たちの暮らす大磯町は自然豊かな景観や、由緒ある歴史・文化を有しており、これを後世まで残していくことが重要であるとの認識から、大磯町にふさわしい自治基本条例を作り上げていくことを目標としました。

そのためには、町民自らが積極的に地域活動に参加し、他の人が自分と違う考え方を持っていることをまず認識する「公共の心」を育み、人の考えを尊重し、又、人に尊重されるよう努力することなどを条文に盛り込むこととし、毎回、熱のこもった議論を重ね本委員会としての条例案をまとめることができました。

この間、町民の意見・提案等を受けながら骨子や条例への反映を行うため、アンケート調査の実施や条例の策定内容をわかりやすく説明する講演会を開催するとともに、アンケート結果や策定委員会での検討経過を、町ホームページで公開し町民の参画や情報の公開に努めてきました。

本報告書で取りまとめた条例(案)では、条文形式から親しみやすいものとするため「ですます調」を取り入れ、条例の主旨がわかりやすく伝わるよう、条文の解釈についても記載しています。

大磯町の特徴や歴史・文化を活かしながら、よりよいまちづくりを目指すため、条例の目的とする「町民と町が協働し、個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現と町民福祉の充実」が図られるよう、私たちの検討経過とともにパブリックコメントで出された意見等を十分に踏まえ、大磯町の自治基本条例が制定されることを希望します。

平成22年10月27日

(仮称)大磯町自治基本条例策定委員会

目 次

I（仮称）大磯町自治基本条例（案）の構成

| | |
|-----------------------|----|
| 前文 | 1 |
| 第1章 総則 | |
| 第1条 目的 | 2 |
| 第2条 最高法規 | 2 |
| 第3条 定義 | 2 |
| 第2章 基本原則 | |
| 第4条 参画と協働によるまちづくり | 4 |
| 第5条 情報の共有 | 4 |
| 第6条 情報の管理 | 4 |
| 第7条 個人情報の管理 | 4 |
| 第8条 説明責任 | 5 |
| 第3章 町民の権利及び責務 | |
| 第9条 町民の権利 | 5 |
| 第10条 町民の責務 | 6 |
| 第11条 子どもがまちづくりに参画する権利 | 6 |
| 第12条 事業者等の権利及び責務 | 7 |
| 第4章 コミュニティ | |
| 第13条 コミュニティ活動の推進及び定義 | 7 |
| 第14条 交流及び連携 | 9 |
| 第5章 議会及び町長等の責務 | |
| 第15条 議会の責務 | 9 |
| 第16条 議員の責務 | 10 |
| 第17条 町長の責務 | 10 |
| 第18条 職員の責務 | 10 |

第6章 行政の運営

| | | |
|------|---------------|----|
| 第19条 | 町政運営の基本 | 11 |
| 第20条 | 会議の公開 | 12 |
| 第21条 | 財政運営の基本 | 12 |
| 第22条 | まちづくりの基本 | 13 |
| 第23条 | 附属機関等への参加 | 14 |
| 第24条 | 意見等に対する手続き | 14 |
| 第25条 | 意見、要望及び苦情への対応 | 15 |
| 第26条 | 行政評価 | 15 |
| 第27条 | 危機管理 | 16 |

第7章 住民投票及び条例の改正

| | | |
|------|---------------|----|
| 第28条 | 住民投票 | 16 |
| 第29条 | 条例の見直し及び検討手続き | 16 |

| | | |
|-----|--|----|
| 附 則 | | 17 |
|-----|--|----|

Ⅱ パブリックコメント

| | |
|--------------------|----|
| パブリックコメントの実施 | 18 |
| パブリックコメントで提出された意見等 | 19 |

Ⅲ 資料

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. (仮称) 大磯町自治基本条例の策定経過 | 21 |
| 2. (仮称) 大磯町自治基本条例策定委員会設置要綱 | 24 |
| 3. (仮称) 大磯町自治基本条例策定研究会設置要綱 | 26 |
| 4. (仮称) 大磯町自治基本条例に関するアンケート | 28 |
| 5. (仮称) 大磯町自治基本条例に関するアンケート集計結果 | 33 |

I (仮称) 大磯町自治基本条例(案)の構成

(仮称) 大磯町自治基本条例(案)

わたくしたちの大磯町は、高麗、鷹取の山なみや、こゆるぎの浜に象徴される美しい自然豊かな景観や由緒ある歴史・文化を有し、温暖な気候に恵まれたまちです。わたくしたち大磯町民は、互いに力を合わせ、「紺碧の海に緑の映える住みよいおおいそ」を守り、さらに住みよいまちづくりを目指しています。

このような自治の理念とその基本を定め、町民と町が、それぞれの責任を果たしながらより効率的で町民ニーズにあった町政の運営を進めるため、自治の原点である町民本意の活力あるまちづくりを推進し、協働社会を築き上げることが重要です。そのためには、積極的に地域活動に参加し、他の人が自分と違う考えをもっているということをまず認識する「公共の心」を育み、自ら人の考えを尊重し、又、人に尊重されるように努力する必要があります。

そこでわたくしたちは町民主体による、より良き地域社会の育成を目指して、大磯町の自治の最高規範として、大磯町自治基本条例を定めます。

【解説】

前文は、この条例を定めるに当たっての意義や決意を明らかにしたものであり、この条例全般にわたる解釈及び運用の指針となるものです。そのため、本町の成り立ち、発展の可能性や将来像など、条例制定に当たっての目指すべきまちづくりの方向性について明記し、町民の参画と協働によるまちづくりを推進していくため、条例の目標や理念をわかりやすく示しています。また、条文形式でないことから親しみやすく、できるだけやさしい表現とするため「ですます」を取り入れ、自由度の高い表現としています。

前段は、大磯町を紹介しています。昭和29年、大磯町と国府町が合併、現在の大磯町が誕生しました。北に大磯丘陵の山並みの緑と、南には相模湾に囲まれる、豊かな自然環境と歴史・文化が息づくまちとして発展してきました。はじめの「わたくしたち」については、町民と町議会、町の執行機関の三者を表しています。

中段は、今後のまちづくりの姿と推進に向けた取り組みを明らかにしています。町の将来像に向けて、次の世代に引き継ぐべき本町の特性を列記しており、自然を保護し、天与の景観を守りつつ自然と調和した民主的なまちづくりに向けて発展し続けるためには、先人より継承してきた文化や伝統を礎とし、潤いと安らぎのある地域社会の実現に努めなければなりません。また、「このような自治の理念」とは、前述の背景や必要性を踏まえた上で、それを確立するための基本事項を定め、町民と町議会、町の執行機関の三者の間で共有すべき考え方や仕組みを明らかにすることです。

後段では、本条例の位置づけを本町における自治の最高規範としています。町の条例間では、上位・下位といった優劣をつけることはできませんが、町の姿勢として本条例を本町の法体系の最上位に位置づけるべきものとし、第2条の中で、本条例に対する尊重義務と他の条例等を制定する際には整合性を図る義務を定めました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、大磯町における自治の理念を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本事項を定め、町民と町が協働し、個性豊かで活力ある自律した地域社会の実現と町民福祉の充実を図ることを目的とします。

【解説】

ここでは、条例の達成しようとする目的などを推測し理解できるようにするとともに、各条文に共通した解釈の指針を簡潔に表現しています。

(最高規範)

第2条 この条例は、大磯町における自治の基本原則とまちづくりの基本事項を定める最高規範であり、町民及び町はこれを最大限尊重します。

2 町は、この条例の内容に即して、他の条例、規則等の制定、改廃に当たり整合性を図らなければなりません。

【解説】

本条例は、本町の自治の基本及び最上位の条例に位置付けられますが、議決要件を重くすることによって他の条例に対する優位性を規定することはできません。そのため、他の条例に関係する解釈規定を設けておくことで、本条例の基本性や最上位性を明らかにするため定めています。

第1項

最高規範性を表しており、積極的な姿勢で、町民も町も本条例を最大限尊重したまちづくりを推進することとしています。

第2項

他の条例や規則等は、本条例の趣旨を最大限尊重するものとしています。町は本条例の理念に沿った町政の運営を行い、新たに条例や規則等を制定する際も、本条例との整合を図るとともに、既存の条例や規則等との体系化を図らなければならないと定めています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 町内に住み、働き、学び、活動する者及び町内で事業を営む者をいいます。
- (2) 町 基礎自治体としての大磯町をいいます。
- (3) 町長等 町長その他の執行機関、補助機関及び附属機関をいいます。
- (4) 事業者等 町内で事業等を営む者をいい、町の外郭団体や指定管理者を含みます。
- (5) 参画 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に、町民が主体的にかかわることをいいます。

- (6) 協働 町民と町、又は町民相互が、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、補完し協力することをいいます。
- (7) コミュニティ 町内会・自治会、地域ボランティア・NPO等、地域の課題や社会問題の解決に向けて取り組むことを目的に形成された人々の集まりのことをいいます。

【解説】

本条例は、大磯町の自治の理念やまちづくりに関する基本事項を定めることを目的としており、条文の意味を共有していくことが必要です。しかし、定義すべき用語は多数に及ぶとともに、簡潔な定義が困難な用語も多くあります。そこで、まちづくりを推進する上で、共通の認識として極めて重要である用語のみの定義を定め、その他の用語については、逐条解説の中で説明しています。また、特に除外規定を置かない場合、本定義は条例全体に関わる規定となります。

第1号

「町民」とは、地方自治法に定める住民（町内に住所を有する人で、外国籍の町民や法人も含んでいます。）のほか、町内の企業に勤務している人や町内の学校に通学している人、町内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。このように、町民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会の抱えるさまざまな課題の解決やまちづくりを進めるためには、幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を指し、「もの」は個人のほか団体や企業等を含んでいます。

第2号

「町」とは、基礎的な地方公共団体としての大磯町を指し、議会及び町長その他の執行機関をいいます。執行機関とは、町長から独立して専門的な立場に立って仕事を分担する6つの行政委員会及び委員をいいます。

第3号

「町長等」とは、前号で掲げる地方公共団体の長のほかその他の執行機関を指し、町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などの執行機関を総称して定義しています。

第4号

「事業者等」とは、営利目的であるか否かを問わず、地域社会の一員として利害を共有するものとし、まちづくりを進めるうえでは、事業者の権利や責務を明確にしていくことが必要であるため、NPO（民間非営利団体）も事業者等としています。

第5号

「参画」とは、町の施策や事業等の計画、実施及び評価に至る過程で、責任を持って主体的にまちづくりに関わることをいいます。参画は単なる参加ではなく、意思形成に係ることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。

第6号

「協働」とは、まちづくりの主体である町民と町、町民相互がそれぞれの役割と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合うことをいいます。また、「それぞれの役割と責任」については、第3章の「町民の権利及び責務」で定めています。

第7号

「コミュニティ」とは、地域における多様な人と人のつながりにより構成された集団や組織をいいます。地域活動の主たる担い手である自治会をはじめ、ボランティアグループやNPO（民間非営利団体）などの団体があります。

第2章 基本原則

（参画と協働によるまちづくり）

第4条 町民及び町は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進します。

【解説】

町民、町議会、町長等が共に大磯町のまちづくりを進める上で、特に重要な自治の基本原則として、「参画と協働によるまちづくり」の推進を定めています。町民が町政へ参画する機会を保障するとともに、町民と町、町民同士が、それぞれの役割と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力し合い、まちづくりに取り組んでいこうというものです。

（情報の共有）

第5条 町は、まちづくりに関する情報を町民と共有し、町が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供します。

【解説】

参画と協働によるまちづくりを前提として、町の情報提供や公開を規定することで、町民の知る権利を事実上保障するものです。また、町は分かりやすく町民に説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めなければなりません。

（情報の管理）

第6条 町は、情報を適正に収集、保存するための仕組みや体制を整備します。

【解説】

町は、町民が情報を適切に活用できるように、収集や保存について定めるとともに、個人の権利を保護しなければならないことや、収集した個人情報等に関して厳重な管理を行うための仕組みや体制の整備を図ることを定めています。

（個人情報の保護）

第7条 町は、町民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければなりません。

【解説】

情報の公開や提供は大切ですが、個人の権利及び利益を保護しなければならないことや、町が収集し、保有する個人情報については厳重に管理しなければならないことを定めています。本条例においては、基本的な事項を定めていますが、具体的な内容については、「大磯町個人情報保護条例」の規定に基づき厳

正に取り扱うこととなります。

(説明責任)

第8条 町は、町民に対し、町の計画、事業及び結果に関して、説明責任を果たすよう努めなければなりません。

【解説】

町は、まちづくりにおいて政策形成等に関する事項の過程や行政活動の内容及び結果を、町民に分かりやすく説明する責任があります。説明責任は、第9条第2項の中で町民が「町政に関する情報を知り、意見を表明し、提案する権利」を保障するとともに、町民が「まちづくりに参画する権利」を行使する上での前提条件となるものです。

第3章 町民の権利及び責務

(町民の権利)

第9条 町民は、まちづくりの主体であり、政策の形成、執行及び評価の過程に参画する権利を有します。

2 町民は、町政に関する情報を知り、意見を表明し、かつ提案する権利を有します。

3 町民は、行政サービスを受ける権利を有します。

【解説】

地方自治法第10条では、住民について、「地方公共団体を構成する基本であるとともに地方自治の運営の主体である」、そして、「地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有するとともにその負担を分任する義務を負う」と、町民は権利と同時に役割と義務があることを定めています。しかしながら、まちづくりにはこれだけでは不足であり、また、町民が自ら考え行動する前提として、町民が町政に参画する権利とともに、町が保有する情報について公開あるいは提供を求めるなど、町民の権利について明確にすることが重要です。

第1項

参画と協働のまちづくりを推進し、「住民自治」の確立を目指していくため、まちづくりの主体は町民であり、全ての町民はまちづくりに参画する権利があるとしています。ただし、これは権利ですので参画しないことを理由に不利益を受けることはありません。

第2項

まちづくりについて、町民が自ら考え行動するためには、さまざまなまちづくりに関する情報が町民に充分提供されることが大変重要です。また、そういった情報をもとに町民が意見を述べ、まちづくりに関する提案を行うことができることを定めています。情報を共有することは、住民自治の推進という観点からも大切で、情報の入手や共有なくしては町民の参画もありえません。そのため、情報を受け取るだけでなく、町民自らも積極的に情報を取得する権利も重要です。

第3項

地方自治法で保障される「住民の権利」を含めて、行政サービスの提供を受ける権利を包括的に規定し

ています。しかしながら、この規定により、全ての町民が等しくサービスを受けられるというものではありません。例えば、住民（本町に住所を有するもの）のみが受けることができるサービスなどもあり、受給できるサービスは、条例や規則などで規定されることとなります。

（町民の責務）

- 第10条 町民は、自治の運営において、互いの自由と人格を尊重しなければなりません。
- 2 町民は、参画及び協働に当たり、公共的視点に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。
- 3 町民は、町政の運営に伴う負担を分担します。

【解説】

前条に定める町民の権利に対して、この条は町民の責務を定めています。町民は前条に定められた権利が認められることとなりますが、町民はその権利を主張するだけでなく、その権利に対応した責務を果たすことが必要となります。また、地方自治法では、住民の義務として住民税等の各種地方税、使用料、手数料や受益者負担金を負担する義務が定められていますが、この条では、これら以外の重要な町政への参画について町民の責務を定めています。

第1項

町民が自治の担い手であるという自覚を持たずして、自治の推進はありえないという考えを基本としています。また、通勤者、通学者なども含め、町民の定義を幅広く捉える中では、住民以外の町民にもこのような責務を、主体的に担ってもらうことを定めています。

第2項

自治の推進のためには、自己決定、自己責任の考え方が基本です。このような意味も含めて、執行機関の活動への参加に当たっては、当然自らの発言や行動に責任を待たなければなりません。

第3項

町民は行政サービスを受ける権利を有する一方で、そのサービス提供に伴う負担を分かち合うことを定めています。地方自治法で規定している「住民の義務」を含めて、包括的に規定しています。

（子どもがまちづくりに参画する権利）

- 第11条 子ども（満20歳未満の者をいう。）は、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参画する権利を有します。

【解説】

社会の一員であるとともに、次世代の担い手である「子ども」を大切にするという大磯町の姿勢を示しています。まちづくりの主体となる町民は大人を想像しがちですが、第22条第6号で「大磯の次の世代を担う子どもたちが、夢や希望をいだき、健やかに成長することができるまちづくりを推進します。」をまちづくりの基本と定めています。「まちづくりに参画する権利」とは、地域社会の担い手となる子どもの人格を尊重し、年齢に応じてまちづくりに参画する権利を認めるものです。子どものまちづくりに参画する権利を保障するため、町は、必要な措置を講じなければなりません。

(事業者等の権利及び責務)

第12条 事業者等は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。

2 事業者等は、地域社会の信頼と理解を得るとともに、公共的視点に立って、環境を保全し、安全、安心、快適なまちづくりの推進に努めなければなりません。

【解説】

町内で事業活動を行う事業者は、地域社会を構成する一員として、町民としての権利を有するほかに、法令遵守の徹底、環境への配慮、地域社会への貢献等の社会的責任を果たしながら、まちづくりに努めることを定めたものです。

第1項

町内で事業活動を行う事業者も、町民の一員であることから「町民の権利」として、「まちづくりに参画する権利」が保障されます。

第2項

事業者等は、地域社会を構成する一員として、事業活動が環境に与える影響等を考慮し、自然環境や生活環境に配慮するとともに、安全で安心なまちづくりに努める責務を負っています。

第4章 コミュニティ

(コミュニティ活動の推進及び支援)

第13条 町民は、互いに助け合い、心豊かに暮らすことを目的にコミュニティを築きます。

2 町民は、まちづくりを多様に支えるコミュニティの役割を認識し、尊重するとともに、コミュニティ活動に対する理解を深め、参加及び協力を努めます。

3 町は、協働のまちづくりを推進するため、コミュニティ活動が推進されるように、コミュニティ活動の自主性と自立性を尊重し、総合的かつ計画的に必要な措置を講じます。

4 町は、コミュニティ活動が積極的に実施されるよう、コミュニティ組織に対する支援及び助言に努めます。

【解説】

地方自治は、住民自治と団体自治から成り立ちますが、なかでもコミュニティ活動は住民自治の基礎となるものであることから、ここではその意義や育成、支援のあり方について定めています。コミュニティを厳密に定義するのは難しいですが、本条例では「地域における多様な人と人とのつながりにより構成された集団や組織」を意味しています。コミュニティ活動は、町民の自主性と主体性に基づくものですが、地域の特色が活かされたまちづくりを実現し、活性化を図るためその仕組みづくりが必要であるとともに、町民は、コミュニティ活動へ参加・協力を努める必要があることを示すものです。

これまでにも、地域のまちづくりにはさまざまなコミュニティ活動団体が関わってきました。とりわけ、町内会や自治会については地域住民の交流を深めるとともに、防犯活動や高齢者の見守り活動なども実施

され、生活環境の改善に向けた取り組みにより住民同士の連帯を高めており、さらに、地域における伝統文化などの継承に大きな役割を果たし、まちづくりの推進に欠かせない存在となっています。

第1項

コミュニティ組織は、住んでいる地域を単位とした町内会や自治会など、地縁的なつながりを持つ地域型コミュニティと、福祉や環境など共通の目的から形成されたボランティアグループ、NPO（民間非営利団体）などのテーマ型コミュニティがありますが、どちらもまちづくりを担う上で不可欠な組織だと位置づけをしています。

第2項

コミュニティ活動は、住民自治の基礎を築くことでもあると考えられ、町民はコミュニティへの理解を深めるとともに尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、住民同士が可能な範囲で協力するとともに、自身が公共の担い手であるという自覚のもとに、活動に対し積極的に参加するよう努めなければなりません。

第3項

コミュニティ活動への町民の参加と活動の活発化が住民自治への気運の醸成につながるという認識に立ち、町はコミュニティ活動の推進を図る必要があります。また、活動を推進することはまちづくりの担い手を育成することでもあり、協働のパートナーを育て住民自治の基礎を築くことでもあることから、町はその活動をできる限り支援する必要があります。

コミュニティは、自主的、自立的に運営されるものであることから、町は必要な措置を講ずるにあたって、活動に対する自主性や自立性を尊重して、支援するよう努めなければなりません。

コミュニティの形成は地域にとって大切なことで、行政だけでは解決できない地域の多様な課題を、町民同士の自主的、主体的な活動や町との協働を通じ解決することが、まちづくりの推進につながります。また、町はそうしたコミュニティ活動の役割、自主性を尊重し、住民自治を損なうことのないよう、必要に応じて支援を行うことを定めています。

第4項

コミュニティ活動の推進を基礎に、地域の活性化と地域に根ざしたまちづくりを実現するためには、町はコミュニティ組織に対し必要な支援や助言を行うよう努めなければなりません。

今後は、コミュニティづくりを担う自主活動団体などを支援するため、ボランティアグループやNPO（民間非営利団体）などを新たに加え、町は活動環境の整備に関する必要な措置を行うことを定めています。なお、そのための活動支援としては、補助金、助成金といった財政的な支援のほか、活動場所や知識、情報、人材、学習機会、情報提供なども含まれます。

（交流及び連携）

第14条 町民及び町は、町内外の人々との連携を図り、まちづくりを推進します。

2 町は、共通する課題の解決を図るため、関係する地方公共団体等との連携及び協力に努めます。

3 町民及び町は、国際交流を促進し、国際的な視野に立ったまちづくりに努めます。

【解説】

広域的な課題に対処するため、まちづくりに町外の人々の意見を取り入れるとともに、他の自治体や国と連携しながら、共通課題の解決を図る規定です。また、国際交流の促進についても定めています。

第1項

他の自治体や大学、NPO（民間非営利団体）などの関係機関と連携し、まちづくりのさまざまな分野で共通に抱えている課題については、互いに自主性を尊重しながら、総合的な視点に立ち解決に向けて取り組もうとするものです。

第2項

町民生活の活動範囲は日常的に町域を超えて広がっており、広域にまたがる課題については、近隣の自治体だけでなく、その状況に応じて連携を図り、協力し合いながら解決にあたるよう努めます。

第3項

国際連携は、国際交流から始まるという認識のもと、お互いの歴史、文化等の違いを理解し合い、国際感覚豊かなまちづくりを推進するため、国際社会との交流及び連携に努めます。

第5章 議会及び町長等の責務

（議会の責務）

第15条 議会は、町民を代表する議決機関として、町民の意思が町政に反映されるようにしなければなりません。

2 議会は、行政運営が適正かつ効率的に行われるよう監視します。

3 議会は、議会活動に関する情報を町民にわかりやすく提供し、開かれた議会運営を行わなければなりません。

【解説】

町議会は、町長とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関であり、ここでは協働のまちづくりの観点から改めてその役割を確認するとともに、地方自治法に定められた事項についても、その重要性を明らかにしました。また、議会運営の基本事項を定めた「大磯町議会基本条例」の規定に基づく、町議会の基本的役割に関する規定、情報公開及び支援体制の整備を定めています。

第1項

地方自治法に定められている議会の役割に基づき、町の意思決定機関としての責務として、公正・誠実、町民に開かれた議会運営に努める必要があるとともに、町民の代表として町政が町民の意思を反映し適切に運営されているかどうか、地方自治法等により与えられた権限に基づき、常に監視していかなければなりません。

第2項

町議会は、町長と独立対等な地位にあり、議事運営を通じた相互の牽制と均衡により自治体の適正な行政運営を果たす等の重要性から、地方自治法の規程についても定めました。

第3項

第3章で規定する「町民の権利」を保障するとともに、負託している町民との情報の共有化を図ることによって開かれた議会運営の必要があることから定めています。

(議員の責務)

第16条 町議会議員は、この条例の基本理念を遵守し、町民の負託を受けた者であるとの自覚を持って活動し、自らの責任を果たします。

【解説】

町議会は、地方公共団体の事務を住民の意思に基づいて処理するために設けられた議事機関であり、町議会議員は、住民を代表して、その意志を町政に反映させる職責を有しています。本条例で、町長及びその補助機関である職員の個々の責務も定めており、町議会は町議会議員によって構成されるもので、個々の議員の責務も定めることによって、町議会の機能をより発揮すると考えます。

(町長の責務)

第17条 町長は、町政を代表する者として町の事務を管理し、公正かつ誠実に町政を執行しなければなりません。

2 町長は、町政運営を通じて地方行政の根幹である自治を実現し、まちづくりを推進しなければなりません。

3 町長は、前項の責務を果たすため、職員を指揮監督し、人材育成に努めなければなりません。

【解説】

町長は、議会とともに、町民から直接選挙で選ばれた代表機関で、法律又は政令により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があります。町民の福祉の増進を図ることを目的として、町民の負託に応えるよう町長の町政運営における責務について定めるもので、地方自治法第147条の統括代表権、第148条の事務管理及び執行権並びに第154条の職員の指揮監督の規定に基づき、分かりやすく定めています。

第1項

町長は、選挙によって町民から行政運営を託された者(町の代表)として、地方自治法に規定する「執行機関の責務」を本条例の理念にのっとり、町長の責務という視点から具体化しています。また、憲法第92条の地方自治の本旨(住民自治・団体自治)を具現化し、実行する責任者として町民の負託に応え、公正で誠実な町民に開かれた町政運営に努めなければならないことを定めています。

第2項

地方分権改革により、機関委任事務が廃止されるなど、国と自治体の関係は対等・協調となり、地域主権型社会の実現が進展する中で、自治体の代表者である町長は、この条例の考え方にのっとり、個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現と、福祉の充実を図るため、まちづくりの推進に努めなければなりません。

第3項

町長は、町の職員の任命権者として職員を適切に指揮監督するとともに、補助機関である町職員の資質と能力の向上に努めなければなりません。

(職員の責務)

第18条 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、積極的にまちづく

りを推進します。

- 2 職員は、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。
- 3 職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めます。

【解説】

町の職員は、地方自治法上（第154条）、長の補助機関となっており、一般的に、職員は町長を補助するため行動するとされていますが、職員が果たす役割の重要性を示しています。また、地方公務員法第30条のサービスの根本基準を遵守するとともに、公共の福祉の向上のため、職務を誠実に果たす心構えや町民との協働の視点を持つことの重要性を定めています。

第1項

まちづくりの主体は町民であるとの認識のもと、参画と協働のまちづくりの推進を図るため、職員も町民の一員と位置づけるとともに、率先して町民としての責務を果たすことを定めています。

第2項

職員は、町民とともに自治を運営していくとの意識を常に持ち、公正・誠実かつ効率的に職務を遂行しなければなりません。

第3項

職員は、職員として行わなければならない事項、果たさなければならない責務、また、地域の課題を解決しまちづくりを進めていくために、政策形成能力、政策法務能力等、自らの知識や技能の向上に努めなければなりません。

第6章 行政の運営

（町政運営の基本）

第19条 町は、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、町民の権利及び利益を保護することを基本とします。

- 2 町は、町民自治の実現のため、町民の知る権利及びまちづくりに参画する権利を保障し、協働によるまちづくりを積極的に推進します。
- 3 町長は、町民の意向に的確かつ柔軟に対応するため、行政組織の横断的な調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。
- 4 町長は、町の将来や町民生活に関係する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く町民の意見を求めるとともに、町の考え方を公表しなければなりません。

【解説】

第4条に掲げた「参画と協働によるまちづくり」を前提として、町が町民とともに開かれた町政を運営していくための基本原則を定めています。特に、今後の町政を進める上で重要とされる4項目を原則としました。

第1項

ここでは、行政手続（申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出）に関する事項を定めています。また、「町政運営における公正の確保と透明性の向上」とは、行政上の意思決定について、その内容及び

過程が町民にとって明らかであることと解され、本条例に規定することにより行政運営全般に係る基本的な条例との体系化を図るものです。

第2項

「町民自治」は、町民が自治の担い手として主体的に自治行政に関わることによって実現されることから、町は町民の「情報を知る権利」と「まちづくりに参画する権利」を保障するとともに、町民と町、町民同士がそれぞれの役割と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら積極的にまちづくりを進めていく「協働」を推進する責任があります。

第3項

ますます多様化する町民の行政ニーズに的確かつ迅速にこたえるためには、いわゆる「タテワリ行政」を是正し、横断的に課題に取り組むとともに総合的な行政運営が必要となることから、町長による行政組織の横断的な調整と総合的な行政サービスの提供を求めています。

第4項

重要なまちづくりの施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く町民の意見を求めるというもので、町の附属機関等における委員の公募やアンケートの実施、パブリックコメントを実施するよう定めています。

(会議の公開)

第20条 町長は、町の執行機関に置く附属機関等の会議を、正当な理由のない限り、原則的に公開します。

【解説】

附属機関等とは、「地方自治法第138条の4第3項」の規定に基づき、町長その他の執行機関が設置する附属機関及び附属機関に準ずる機関(審議会等の附属機関や有識者等の意見を聴取し行政に反映させることを主な目的として要綱等により設置する委員会等)をいいます。附属機関等は町民参加による町の政策決定において大きな役割を果たすことから、その会議の原則的公開を定めたものです。

(財政運営の基本)

第21条 町長は、総合計画及び行政評価を踏まえて予算を編成及び執行し、健全な財政運営を行わなければなりません。

2 町長は、町が保有する財産を適正に管理及び運用するとともに、町及び町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する法人の財政状況を、町民に分かりやすく公表しなければなりません。

【解説】

町の財政は、町民の税金等によって支えられていることから、適正かつ効率的に予算の編成や執行がされるとともに財政の状況等が町民に分かりやすく公表されることが必要であり、こうした財政運営の基本事項を定めています。地域主権型社会の実現に向けて地方分権が進展する中で、地方公共団体へより一層の責任が付与されることになることから、町民や議会のチェックがより重要となります。

第1項

総合計画は、一定期間中に達成すべき目標を設定し、実現のための手法を体系化・総合化したもので、

行政評価は事業の成果等の目標達成を明らかにし、評価を踏まえ次の計画や実施手法、予算などに反映させるものです。よって、総合計画、行政評価に基づいて、計画的な財政運営と効率的かつ効果的な行政運営による健全な財政を確立することが必要であることを定めています。

第2項

町有財産の管理は、地方自治法等で財産の適正管理及び効率的運用が定められており、また、町民にわかりやすい財政状況の公表をすることを定められていますが、財政運営の透明性の確保に努めていく趣旨を定めています。

(まちづくりの基本)

第22条 町民及び町は、次に掲げるまちづくりを推進します。

- (1) 人権を尊重し、擁護するまちづくりを推進します。
- (2) 男女共同参画社会を実現するまちづくりを推進します。
- (3) 大磯の自然環境と町民の生活環境を守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- (4) 大磯の伝統や文化を重んじ、町民の生涯学習を実現するまちづくりを推進します。
- (5) 大磯の風土に合った産業を、積極的に育てるまちづくりを推進します。
- (6) 大磯の次の世代を担う子どもたちが、夢や希望をいただき、健やかに成長することができるまちづくりを推進します。

【解説】

自治やまちづくりの目標、そして進め方を明らかにするとともに町民憲章や総合計画の町の将来像・まちづくりの基本等を確認する規定です。条例の目指す目的や実現手法等は前文で記述していますが、抽象的な表現にとどまっており、前文との重複を避けつつ目指すべきまちの姿と町民と町がまちづくりを推進していく上での「まちづくりの目標」として1号から6号において簡潔に定めています。

第1号

まちづくりという共通の目標に取り組むには、誰もが個人として人権が等しく尊重され、対等で豊かな人間関係を築き、自らの能力を自由に発揮できる社会を実現できることが必要で、人権の尊重と擁護のもとにまちづくりを推進します。

第2号

国、県そして本町においても男女共同参画社会の実現に向けての施策が推進されています。男女が、社会の対等な構成員として参画する機会が確保されるとともに、ともに責任を担うべき社会を形成することが重要であるため、男女共同参画社会の実現を定めています。

第3号

美しい自然と由緒ある歴史、文化を背景としながら、自然環境や町民の生活環境は、その特徴を基軸に形成されています。安全で安心して生活できる快適な住環境や、町民の健康を基本としながら、全ての町民にとって、福祉の充実したまちづくりを進めるとともに、地域の美化活動や景観形成、防犯、防災など、町民と町とが協働して進める活動も必要です。

第4号

人と自然に恵まれ、先人たちが築いてきた伝統や文化を誇りとして、育むとともに将来に渡って継承していかなければなりません。そのためには、子供からお年寄りまで全ての町民が、生涯を通じて学ぶことができ自己研鑽ができるよう、生涯学習の充実が必要です。培った知識や技術を地域社会に還元することを通じ、地域に貢献できるような仕組みを構築し、生涯にわたって学ぶことのできるまちづくりを進めます。

第5号

独自の歴史や恵まれた自然を巧みに利用して営まれてきた風土は、本町の魅力であり郷土の発展に大きな役割を果たしてきました。こうした地域特性や歴史的資源、そして伝統文化を有効に活かしながら、さまざまな活動の利便性の向上や多様な就業の場を創出し、働く喜びを持って今後も住み続けたいと思われるような活力のあるまちづくりを進めます。

第6号

次世代を担う子どもたちが、将来のまちのあり方に思いを抱くとともに、「このまちに住んでいたい」、「住み続けたい」と思い、健康で安心して快適に生活し続ける心豊かな子どもたちを育てていくまちづくりを進めます。

(附属機関等への参加)

第23条 町長は、町の執行機関に置く附属機関等の委員構成に、公募の委員を選任するよう努めます。

2 町長は、前項の規定による公募の委員については、町民の中から幅広い人材を選出します。

【解説】

附属機関等とは、「地方自治法第138条の4第3項」の規定に基づき、町長その他の執行機関が設置する附属機関及び附属機関に準ずる機関(審議会等の附属機関や有識者等の意見を聴取し行政に反映させることを主な目的として要綱等により設置する委員会等)をいいます。町的意思形成の過程における附属機関等の役割の大きさに着目するとともに、町が町政を運営するにあたり、町民や専門家の意見を聴きながら施策を実施していくものとして、町民参画のひとつの手法として定めています。

第1項

町政運営に対し、広く意見の集約に努めるとともに、町民参画を拡充する重要な方法のひとつとして、附属機関等の委員について、公募により委員を選任することを定めています。ただし、委員の資格が法令等により制限されている場合や個人情報を取り扱う場合、そして、専門的な技能を要求される附属機関等は除きます。

第2項

多くの町民が、附属機関等の委員を経験することが望ましく、同じ町民が委員を兼任することは、他の町民の参画の機会を狭めることとなります。また、女性や青年層の幅広い人材を選出するものと定めています。

(意見等に対する手続)

第24条 町長は、重要な政策等の策定に当たり、町民の意見を反映させるため事

前に案を公表し、意見を聴取するとともに、提出された意見に対する町の考え方を公表します。

【解説】

町民の生活に密接に関わる計画や施策の策定、あるいは条例の制定、改正や廃止などを行おうとする場合には、町民の参加と政策形成等に係る過程の公開を図るため、内容その他参考となる情報を事前に公表し、町民の意見を求めることとしています。本条やパブリックコメント手続き条例の整備により、重要な政策について情報を公表し、町民が意見を提出する権利を保障するとともに、町が応答責任を果たさなければならないことを定めています。

(意見、要望及び苦情への対応)

第25条 町は、町民からの行政に関する意見、要望及び苦情があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応します。

2 町は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、整理、保存に努めます。

【解説】

前条に関する事項と同様に、町民からの町政に関する意見、要望、提案、苦情等を受けた場合は、議会や町長等はその事実関係等を調査し、できる限り速やかに誠実に応答することを定めています。

第1項

議会や町長等は町民からの意見や要望等に迅速かつ誠実に対応するとともに、その処理結果や理由等を速やかに回答することで、町民との情報共有及び信頼関係の構築を図らなければなりません。

第2項

町民との対応を誠実に行うため、町の文書管理規程に基づき、適正に記録等の整理保存に努めます。

(行政評価)

第26条 町長は、能率的かつ効果的な町政運営を進めるため、行政評価を行い、その結果を公表します。

2 町長は、町の将来や町民生活に関係する重要なまちづくりの施策について、町民参画による評価を行い、必要な見直しを行います。

【解説】

行政評価は、特定の施策だけでなく全ての事務事業、施策さらには政策に至る町民へのサービス、内部管理業務など幅広い分野を対象とします。内部評価、外部評価に関わらず総合的に評価を行い、その結果を町民に公表することを定めるとともに、行政評価の結果を踏まえ、事業等の必要な見直しを行い総合計画などの進行管理や予算編成に反映させなければならないと定めています。

第1項

行政評価は、事業の成果、仕事の効率性、投入コストに対する効果、成果と目標到達度などを明らかにするものです。そのためには、「PLAN(計画)・DO(実施)・CHECK(評価)・ACTION(改善・見直し)」のマネジメントサイクルを導入することが必要です。また、公表することは、町政運営の見直しばかりでなく、町民のまちづくりへの関心を高めることにもつながります。

第2項

行政評価の中でも、特に町の将来や町民に関係する重要なまちづくりの施策については、町民参加による評価システムを構築することが重要で、その評価に基づき必要に応じて見直しを行うことを定めています。

(危機管理)

第27条 町は、町民の身体、生命及び財産の安全性を確保するため、総合的かつ機動的な危機管理体制を強化するとともに、町民、事業者等、コミュニティ及び関係機関との協力、連携及び相互支援を図ります。

【解説】

町民の身体、生命を守り、安全で安心な生活を確保することは、行政の基本的かつ重要な役割です。そのため、町民や事業者、コミュニティと行政などがそれぞれの役割を担い連携を図りながら、指示や連絡がスムーズで正確、迅速に対応できる危機管理体制の強化を図ることを定めています。

第7章 住民投票及び条例の改正

(住民投票)

第28条 町は、住民（本町に住所を有するもの）、議会及び町長の発議に基づき、町政の重要事項について、町民の意思に沿ったまちづくりを推進するため、住民投票を実施することができます。

2 議会及び町長は、住民投票の結果を尊重します。

【解説】

日本の地方自治は、町長、町議会議員を住民の代表とする間接民主制を採用しており、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置付けられています。本条例においても、住民投票制度についてはその趣旨を尊重し、住民投票制度を創設できる旨を定めています。

第1項

住民投票といっても、全てのことについて住民投票を行うわけではありません。町政の重要事項、つまり、本町の直面する重要課題、根幹に関わるような課題、将来に決定的な影響を及ぼすような課題等について住民投票を行うことができます。具体的に何について住民投票ができるかは、別に条例で定めます。

第2項

住民投票は法的な拘束力は持たないため、その結果で町長や町議会の選択や決断を拘束するものではありませんが、議会及び町長は、住民投票の結果は町民の意思の表明であることから、その結果を「尊重」しなければなりません。

(条例の見直し及び検討手続)

第29条 町は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が大磯町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しをするものとします。

2 町は、前項に規定する検討及び見直しを行うに当たっては、別に町民委員会を設置して、町民の意見を聴取するとともに、これを反映させるものとします。

【解説】

自治基本条例は、本町における最高規範として制定しますので、その内容はある程度恒久的なものであり、本来軽々しく変更されるべきものではありません。前文や基本理念は変わることはありませんが、一定期間が経過した後も各条文がその時代の社会情勢に合っているか、本町にふさわしいものであり続けているかを見守り、形骸化を防止することを定めています。

第1項

条例は一度制定されると事実上見直しが行われにくいという現状を踏まえる中で、本条例を「育てる条例」として位置づけます。その上で、町民や行政が5年を超えない期間ごとに内容を検討することで、次の世代へつなげていこうとするものです。

第2項

本条例は、関係機関からの推薦者や公募の町民委員が中心となって条例素案を策定し、町議会と行政においても町民の意見を聴く中で議論を重ね、制定されたものです。「見直し及び検討」に当たっても、行政だけで判断すべきでないと考え、町民の意見を反映しなければならないとしています。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行します。

【解説】

附則において、施行日を定めているのは、本条例はこれまでの町の自治を踏まえたもので、大磯町における自治の基本を定めるものであり、条例の内容についての周知の徹底や必要な条例を整備し、その実効性を確保するためです。

II パブリックコメント

「(仮称)大磯町自治基本条例(案)」に関する意見を募集しました。

大磯町では、自治体の憲法とも言われる自治基本条例の策定作業を進めています。平成21年7月から、公募の町民の皆さんや各種団体の代表者、学識経験者が参加した(仮称)大磯町自治基本条例策定ワークショップを開催し、他自治体で制定された自治基本条例の研究や、大磯町の条例に加えるべき内容などについて検討してきました。

本年4月からは、策定委員会を開催し条例について検討をしてきました。今回、策定委員会において検討した内容を受け、条例(案)を策定しましたので、町民の皆様からのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見等は、条例の策定に反映させていただきます。

■構成

(仮称)大磯町自治基本条例(案)と条文ごとの解説です。

■募集期間

平成22年9月21日(火)～平成22年10月15日(金)※締切日必着

■閲覧

①町ホームページ

(<http://www.town.oiso.kanagawa.jp/tyoumin/jichikihonjyourei/ikenbosyu.html>)

②町民情報コーナー(本庁舎、国府支所)

■提出方法と提出先

氏名、住所等をご記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

①持参 大磯町町民課(役場本庁舎1階)または、国府支所窓口

②郵送 〒255-8555 大磯町東小磯183 大磯町町民課

③FAX 0463-61-1991

④メール chiiki@town.oiso.kanagawa.jp

※意見提出用紙がございますのでご利用ください。メールで意見を提出する方は、必要事項を明記の上送付してください。

※ご質問や電話でのご意見はお受けできませんのでご了承願います。

■その他

本条例に対するパブリックコメントに意見等を提出できる方は、大磯町に在住・在勤・在学等をする町民の方に限らせていただきます。

お寄せいただいたご意見等は、これに対する町の考え方を整理した上で公表します。意見等に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

■問い合わせ先

大磯町 町民課 電話 61-4100(内線236、237)

■パブリックコメントで提出された意見等

| 番号 | 意見の概要 |
|----|---|
| 1 | 前文 |
| | 文章の変更で『そのためには、積極的に地域活動に参加し、「公共の心」を育む考えを持つよう努力し、それぞれがお互いを尊重するよう努める必要があります。』とし、「他の人が自分と違う考え方を持っているということをまず認識する」、「自ら人の考えを尊重し、又、人に尊重されるよう努力…」の部分を変えてみました。公共の心」とは、解説の中に入れてほうがよいと思いました。 |
| 2 | 前文 |
| | わかりやすい表現で良いと思いますが、「他の人が、自分と違う考えを持っている～」に違和感がありました。違うかもしれないが、同じ考えかもしれないと思えば、この断定的表現は「きついな」と思います。「多様な考えの人がいる」ではどうか？ |
| 3 | 前文 |
| | 前文に以下の加除を要望します。「わたくしたちの大磯町は」を「わたくしたちの町は」に、「紺碧の海に緑の映える住みよいおおいそ」を「これら」に、「このような自治の理念と」を「この目的を達成するための自治の理念と」に、「効率的で町民ニーズにあった」を「効率的で町民のニーズにあった」に、「他の人が自分と違う考えを持っているということをまず認識する」を削除し、「公共の心」を「公共心」に。 |
| 4 | 第3条第4号（定義） |
| | 「事業者等」の中に、町の条例の手続きを行う申請者も入れてください。（まちづくり、景観等） |
| 5 | 第4条（参画と協働によるまちづくり）または第13条（コミュニティ活動の推進及び支援） |
| | 町は、財源の乏しい中で、町民に感じられる「いい町」をつくり上げるには「観光立町」の考えは妥当だと思います。国道沿いの店舗に、許される限り観光ポスターを貼って各地から国道を走るドライバーにアピール。東海道旧道に、許される限りベンチ、テーブルを設置、あの旧道は各地から「歩こう会」の方々が駅から高麗山に登るため、かなりの人が年間歩きます。住民の散歩コースにも入りますが、ベンチが無いに等しい（大磯全体ベンチが見当たらない）。このようなことに該当するのは第4条なのか、第13条なのか具体的に判断できませんが、一応提案させていただきます。大磯で75年間生きてきましたが、過去に取り返しのつかない「場所」を大磯町は失っていますから、何か、人が集まる魅力を作りたいと考えております。 昔からいろいろ条例はあったようですが、それらのために住民が不自由していることもあるでしょう。逆に利便性を享受された事もあると思いますが、いづれにしても、町民、議員、町長、町職員が和める様な大磯の全体図を構築していきましょう。 |
| 6 | 第10条第2項（町民の責務） |
| | 自らの発言と行動に責任を・・・とありますが、「持っていないから」云々とならないように（評価は困難さを伴うので）、表現を工夫してください。 |
| 7 | 第11条（子どもがまちづくりに参画する権利） |
| | 子どもの権利条約にあった表現にしてください。 |
| 8 | 第12条（事業者等の権利及び責務） |
| | 第1項の「まちづくりに参画する権利」の後に「及び責務」を入れることを要望します。第2項について、事業者がこの責務を果たさなかった場合どうするのですか。 |
| 9 | 第15条（議会の責務）、第16条（議員の責務） |
| | 条文について、議会との協議を。 |
| 10 | 第18条第2項（職員の責務） |
| | ～なりません。ではなく、地方自治法や憲法に規定される文を入れたらいかがか。当たり前のことを条文化する時には、不要な反発を招かないようにしてください。 |
| 11 | 第20条（会議の公開） |
| | 正当な理由のない限り、は削除。 |

| 番号 | 意見の概要 |
|----|---|
| 12 | 第21条第2項（財政運営の基本） なぜ、2分の1以上なのかわかりません。 |
| 13 | 第22条（まちづくりの基本） 目標とするものは、本当に記載のとおりです。「普段の生活の中で、活かされてくると町はよくなるだろう」、でも活用できるのか、活用するのは人だから、目標として指針として基本条例があるのは、たのしいと思います。 |
| 14 | 第23条（附属機関等への参加） 委員の公募を始め、委嘱の理由を明らかにする文を入れてください。 |
| 15 | 第28条（住民投票） おおいに活用できるように、また、議会に仕組みをわかるようにしてください。 |
| 16 | 第29条（条例の見直し及び検討手続） 町民委員会の構成を条文で明らかにする必要があると思います。 |
| 17 | その他 全般的に「ですます調」でどこかの都市の条例を参考に書き直したとのこと、結構です。ただ、条例の常として漏れなく述べようとするために、文がくどくさくさになり、肝心のことが伝わらなくなるのをおそれます。また「町」「まち」等と使い分けていますが、「まちづくり」などは子供のためにもよくない表現です。街（まち）・町（まち）・市（まち）等漢字の使い分けは難しく、いろいろ考えてみてください。解説の中に「山並み」とありましたが、今、許容されていますが本来「山脈（やまなみ）」であり「山波（やまなみ）」でしょう。日本語の使い方は遠慮なく学識者の意見を聴くべきです。「協働」などという日本語は本来無くて、協同か共働だったものが戦後誰かが使い出して、今では辞書などもOKになってしまいましたが、本来は間違いです。 |
| 18 | その他 全体的に良いと思うが、町民の「まちに期待する内容、要望する内容」は千差万別である。人口分布から見て公共心のある年齢層は半数以下である。過半数はサイレントマジョリティーだ。真の民主主義とは、町民の声なき声＝サイレントマジョリティーの声を如何にくみ上げられるか？また、要望に答えられない事項については、彼等に分かり易く説明をしなければならない。声なき声を扱う事項について明文化されていないと思うが・・・ |
| 19 | その他 町長は、教育委員を保護者等の意見をいかし、議会に提案するような条項を。 |
| 20 | その他 講演会はわかりやすくよかった。特に「私たちの《憲法》の中身」①開発・発展を目指すものでなく、日々の「暮らし」に重点を置いた構成という考えは、よく大磯の良さを理解したものとして賛同します。 |
| 21 | その他 この条例を町民、事業者、職員、議員、理事者が充分理解し、実際に活かしていく不断の努力をすることこそが、良いまちを作っていく道と考えます。 |

以上、21件の意見等が提出されました。

Ⅲ 資料

1. (仮称) 大磯町自治基本条例策定に係る経過

| 日程等 | 経過概要 |
|--------------------------------------|--|
| 平成 21 年 5 月 12 日 | 町政策会議の開催 自治基本条例の策定方針について決定 |
| 平成 21 年 5 月 15 日 | 議員全員協議会の開催 自治基本条例の目的、スケジュール等を説明 |
| 平成 21 年 5 月 23 日 | 自治基本条例講演会の開催 ～わがまちの憲法をつくろう～ (財) 地方自治総合研究所所長 辻山幸宣氏 |
| 平成 21 年 6 月 1 日～ 平成 21 年 6 月 16 日 | ワークショップ参加者の募集 広報紙及び町内団体への推薦依頼 |
| 平成 21 年 6 月 2 日 | (仮称) 大磯町自治基本条例策定研究会の設置 関係各課：政策課、総務課、都市計画課、財政課、 町民課の課長及び主幹級 (10 名) |
| 平成 21 年 6 月 17 日 | 第 1 回 (仮称) 大磯町自治基本条例策定研究会の開催 策定目的、スケジュール、検討方法等について |
| 平成 21 年 7 月 9 日 | 第 2 回 (仮称) 大磯町自治基本条例策定研究会の開催 寒川町自治基本条例策定事務について |
| 平成 21 年 7 月 31 日 | 第 1 回ワークショップの開催 ワークショップの趣旨説明、進め方について 神奈川大学・諸坂准教授による講義 |
| 平成 21 年 9 月 4 日 | 第 2 回ワークショップの開催 横浜国大・小池教授による策定について、藤沢市でのコーディネーターとして携わってきた経緯と、問題点などについて基調報告の形式で講義を受け、参加者との意見交換、質疑等 |
| 平成 21 年 9 月 30 日 | 第 3 回ワークショップの開催 班に分かれ意見交換 |

| 日程等 | 経過概要 |
|--------------------------------------|---|
| 平成 21 年 10 月 21 日 | 第 4 回ワークショップの開催 「テーマ」①市民とは、②子ども、子どもの参加、③コミュニティ・地域・地区、④住民投票、⑤行政評価・財政健全化、⑥パブリックコメント、P I (パブリックインボルブメント) |
| 平成 21 年 11 月 26 日 | 第 5 回ワークショップの開催 「テーマ」前回の続き④住民投票、⑤行政評価・財政健全化、⑥パブリックコメント、P I (パブリックインボルブメント)及び①情報の共有化、②町の役割、③議会の責務、④町長の責務、⑤執行機関(町)の責務、⑥職員の責務⑦住民の役割、⑧説明責任 |
| 平成 21 年 11 月 26 日 | (仮称)大磯町自治基本条例策定委員としての委嘱状の交付 |
| 平成 21 年 12 月 22 日 | 第 6 回ワークショップの開催 「テーマ」①情報の共有化、②町の役割、③議会の責務、④町長の責務、⑤執行機関(町)の責務、⑥職員の責務、⑦住民の役割、⑧説明責任 |
| 平成 22 年 1 月 27 日 | 第 7 回ワークショップの開催 「テーマ」①町の責務、②町長の責務、③執行機関(行政、組織)の責務、④職員(公務員)の責務、⑤住民の役割(責務) |
| 平成 22 年 2 月 18 日 | 第 8 回ワークショップの開催 町民アンケート調査について 条文策定について(前文) 条文の内容等について |
| 平成 22 年 3 月 1 日～ 平成 22 年 3 月 24 日 | 自治基本条例町民アンケートの実施 |
| 平成 22 年 3 月 18 日 | 第 9 回ワークショップの開催 条文策定について(骨子案) 条文策定について(前文) 町民アンケート調査経過について |
| 平成 22 年 4 月 22 日 | 第 1 回(仮称)大磯町自治基本条例策定委員会の開催 委員長、副委員長の選出 町民アンケート集計結果について 条例骨子案について |

| 日程等 | 経過概要 |
|--|--|
| 平成 22 年 6 月 22 日 | 第 2 回（仮称）大磯町自治基本条例策定委員会の開催 条例策定スケジュールについて 条例骨子について 条例（素案）について |
| 平成 22 年 7 月 6 日 | 議会総務建設常任委員会協議会の開催 条例策定経過について アンケート結果について 策定スケジュールについて |
| 平成 22 年 7 月 26 日 | （仮称）大磯町自治基本条例委員長副委員長会議 条例素案の検討 条例解説の検討 |
| 平成 22 年 8 月 19 日 | 第 3 回（仮称）大磯町自治基本条例策定委員会の開催 条例（案）について 条例講演会について |
| 平成 22 年 9 月 21 日～ 平成 22 年 10 月 15 日 | （仮称）大磯町自治基本条例（案）に対するパブリックコメントの実施 |
| 平成 22 年 10 月 2 日 | 自治基本条例講演会 ～自治基本条例の策定に向けて～ （仮称）大磯町自治基本条例策定委員会 諸坂佐利委員長 |
| 平成 22 年 10 月 4 日 | 第 3 回（仮称）大磯町自治基本条例策定研究会の開催 策定経過、条例案、逐条解説について |
| 平成 22 年 10 月 5 日 | 町政策会議の開催 （仮称）大磯町自治基本条例（案）を協議 |
| 平成 22 年 10 月 27 日 | 第 4 回（仮称）大磯町自治基本条例策定委員会の開催 条例（案）について 報告書の作成について |
| 平成 22 年 10 月 27 日 | 町長へ「（仮称）大磯町自治基本条例策定に向けた報告書」を提出 |

2. (仮称) 大磯町自治基本条例策定委員会設置要綱

平成 21 年 10 月 6 日
大磯町告示第 153 号

(設置)

第 1 条 この要綱は、町民との協働により (仮称) 大磯町自治基本条例 (以下「条例」という。) の策定に向けた検討を行うため、(仮称) 大磯町自治基本条例策定委員会 (以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例策定の意義、目的、盛り込む事項等の調査、研究に関すること。
- (2) その他策定に関し必要な事項に関すること。

2 委員会は、前項に定める事項を遂行するに当たって、条例の策定に係る調査、検討を行う町民主体としたワークショップ及び庁内で組織する (仮称) 大磯町自治基本条例策定研究会での意見を聴くことができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 16 名以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町民 (一般公募)
- (3) 大磯町区長連絡協議会
- (4) 大磯町商工会
- (5) 大磯町観光協会
- (6) 湘南農業協同組合
- (7) 大磯町内の企業

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(提言)

第7条 委員会は、条例の策定に向けた検討結果及び条例規定事項をまとめ、町長へ提言するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、条例策定の所管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示は、条例が公布された日限り、その効力を失う。

(仮称) 大磯町自治基本条例策定委員会名簿

(敬称略)

| | 区 分 | 氏 名 | 備 考 |
|----|-------|----------|---------------------------|
| 1 | 一般公募 | 田 中 洋 子 | |
| 2 | 一般公募 | 佐 藤 邦 康 | |
| 3 | 一般公募 | 小 野 一 恵 | |
| 4 | 団体推薦 | 岩 崎 英 二 | 区長連絡協議会 |
| 5 | 団体推薦 | 鈴 木 哲 夫 | 区長連絡協議会 |
| 6 | 団体推薦 | 出 縄 政 美 | 区長連絡協議会 |
| 7 | 団体推薦 | 吉 川 京 男 | 区長連絡協議会 |
| 8 | 団体推薦 | 新 宅 文 雄 | 大磯町商工会 |
| 9 | 団体推薦 | 古 瀬 カヨ子 | 大磯町商工会女性部 |
| 10 | 団体推薦 | 矢 部 真 輝 | 大磯町商工会青年部 |
| 11 | 団体推薦 | 井 上 暢 | 大磯町商工会青年部 |
| 12 | 団体推薦 | 櫻 井 智 定 | 大磯町観光協会 |
| 13 | 団体推薦 | 簗 島 直 司 | 湘南農協協同組合 |
| 14 | 町内企業 | 渡 邊 薫 | 日本端子 |
| 15 | 学識経験者 | ◎諸 坂 佐 利 | 神奈川大学法学部准教授 |
| 16 | 学識経験者 | ○小 池 治 | 横浜国立大学大学院 国際社会科学部研究科教授 |

◎委員長、○副委員長

3. (仮称) 大磯町自治基本条例策定研究会設置要綱

平成 21 年 6 月 2 日
大磯町告示第 102 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町における自治基本条例の策定に向けた条例立案作業を円滑に進めるため、大磯町庁議規程（平成 14 年大磯町告示第 16 号）第 5 条の規定により（仮称）大磯町自治基本条例策定研究会（以下「研究会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 研究会は、自治基本条例に盛り込むべき内容等について専門的・具体的に調査検討を行い、その結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第 3 条 研究会は、別表に掲げる課の職員をもって組織する。

(会長等)

第 4 条 研究会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長には町民課長を、副会長には政策課長をもって充てる。
- 3 会長は、特に必要と認めるときは、関係職員を会員として充てることができる。
- 4 会長は、研究会を代表し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 研究会の会議は、会長が必要と認めるときに召集する。

- 2 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、会員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 研究会の庶務は、町民課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が会員に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第3条関係）

（仮称）大磯町自治基本条例策定研究会

| | |
|-------|---------|
| 会 長 | 町民課長 |
| 副 会 長 | 政策課長 |
| 会 員 | 総務課長 |
| 会 員 | 財政課長 |
| 会 員 | 都市計画課長 |
| 会 員 | 町民課主幹 |
| 会 員 | 政策課主幹 |
| 会 員 | 総務課主幹 |
| 会 員 | 財政課主幹 |
| 会 員 | 都市計画課技幹 |

4. (仮称) 大磯町自治基本条例に関するアンケート

(仮称) 大磯町自治基本条例に関するアンケート調査

あなたの声をお聞かせください

現在、大磯町では、町民が主役のまちづくりの基本的な考えや仕組みを定めるための「(仮称)大磯町自治基本条例」の制定に向けて取り組んでいるところです。

つきましては、皆様のご意見をお聞きしたく、お手数とは存じますが、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

平成22年3月1日

大磯町町民課

【自治基本条例とは】

「自治基本条例」は町民が主役のまちづくりを進めていく上で基本となるルールで「自治体の憲法」とも呼ばれています。

自分たちのまちのことを町民自身が考え、まちづくりにもっと参加していけるようにするためのものです。

条文には、まちづくりの基本となる考え方や、町民、議会、行政それぞれの役割、住民参加の仕組みなどが書かれます。

地方分権の推進により、国と地方は対等の関係とされ、「自分たちのまちのことは、自分たちで責任を持ち、自分たちで決めていく」ことが求められるようになってきました。

どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのか明らかにし、そのためのルールを条例という形で定めておく必要性が高まっています。

条例により町民、議会、行政の3者が、それぞれの役割と責務を理解し合い、共に考え行動することができるようになり、結果として、町民の皆さんの意向を反映した開かれた町政運営が行われるようになると考えられます。

【記入について】

回答の方法は該当する数字に○をつけてください。複数回答の場合は2つまででお願いします。その他()欄については、お考えの内容をお書きください。

記入が終わりましたら、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて3月24日(水)までにご投函してください。

◇ 問い合わせ ◇

町民課地域協働

〒255-8555

大磯町東小磯 183

電話 0463-61-4100 (内線 237)

(仮称) 大磯町自治基本条例に関するアンケート

◎性別、年齢、お住まいの地区、町内での居住年数、職業についてお尋ねします。

- A 性別 男・女
- B 年齢 ①10代 ②20代 ③30代 ④40代 ⑤50代 ⑥60代 ⑦70代以上
- C お住まいの地区 ①高麗 ②東町 ③長者町 ④山王町 ⑤神明町
⑥北本町 ⑦北下町 ⑧南本町 ⑨南下町 ⑩茶屋町 ⑪裡道 ⑫台町
⑬西小磯東 ⑭西小磯西 ⑮中丸 ⑯馬場 ⑰国府新宿 ⑱月京
⑲生沢 ⑳寺坂 ㉑虫窪 ㉒黒岩 ㉓西久保 ㉔石神台
- D 町内での居住年数 ① 5年以下 ② ～10年 ③ ～20年 ④ ～30年
⑤30年以上
- E 職業 ①農林漁業 ②自営業 ③会社員・団体職員 ④公務員
⑤主婦(夫) ⑥学生 ⑦無職
⑧その他 ()

【住環境について】

問1 あなたは大磯町で生活するうえで必要な情報を、主にどの方法で入手されていますか。

- ①広報大磯 ②町ホームページ ③近隣住民 ④友人・知人 ⑤議員
⑥回覧版 ⑦役場職員 ⑧その他 ()

問2 現在、あなたは大磯町で生活するうえで必要な情報が十分入手できていますか。

- ①よくできている ②ある程度できている ③あまりできていない
④できていない ⑤まったくできていない

問3 あなたは日頃の生活の中で、特に解決したい課題や抱えている問題(悩み)はありますか。(その他を含め3つまで回答可)

- ①防災 ②防犯 ③ごみ ④環境 ⑤子育て ⑥介護
⑦近隣との関わり ⑧交通安全 ⑨伝統文化の継承
⑩その他(具体的にご記入ください)

{ }

- ⑥保健・福祉の充実したまち ⑦産業が発展した活力あるまち
- ⑧教育の充実したまち ⑨犯罪の少ない安全なまち
- ⑩その他 ()

問 11 町民の役割としてどのようなことが大切だと思いますか。(複数回答可)

- ①主体的にまちづくりに取り組むこと ②地域のコミュニティに参加すること
- ③公共の福祉に配慮すること ④自らの発言と行動に責任をもつこと
- ⑤その他 ()

問 12 町・地域の行事等に参加していますか。

- ①積極的に参加している ②どちらかといえば参加している
- ③あまり参加していない ④まったく参加していない
- ⑤その他 ()

問 13 住民投票は必要と思われますか。

- ①必要である ②どちらかといえば必要である ③どちらかといえば必要でない
- ④必要でない ⑤どちらともいえない

問 14 町の役割として、特にどのようなことが大切だと思いますか。

- ①誠実、公正な職務の遂行 ②町民との信頼関係づくり
- ③次世代の利益に配慮した政策 ④効率的な行政運営
- ⑤その他 ()

問 15 町は行政評価(実施した事業を分析し評価すること)をしていると思いますか。

- ①実施している ②実施していない ③わからない
- ④その他 ()

問 16 財政の説明は十分していると思いますか。

- ①実施している ②実施していない ③わからない
- ④その他 ()

問 17 苦情はきちんと処理されていますか。

- ①されている ②ある程度はされている
- ③されていない ④わからない
- ⑤その他 ()

問 18 議会は身近なものと感じていますか。

- ①はい ②いいえ ③その他 ()

問 19 議員の役割として、特にどのようなことが大切だと思いますか。

- ①町政の監視、チェック ②町民に開かれた議会運営
③全体的な視野に立った活動 ④効率的な議会運営
⑤その他 ()

問 20 町内会・自治会活動は活発化するべきですか。

- ①はい ②いいえ ③その他 ()

問 21 町内会・自治会に望むものは何ですか。

- ①防犯 ②防災 ③環境美化 ④子どもの育成
⑤福祉 ⑥交通安全 ⑦伝統文化の継承
⑧その他 ()

問 22 住民の行政参加についてどう思いますか。

- ①必要なので参加したい
②必要だが参加したくない
③必要でない
④どちらともいえない
⑧その他 ()

ご協力ありがとうございました。

(仮称) 大磯町自治基本条例アンケート調査結果

現在、大磯町では、町民が主役の街づくりの基本的な考えや仕組みを定めるための「(仮称)大磯町自治基本条例」の策定に向けて取り組んでいます。

そこで、皆様のご意見を伺い、今後の条例策定の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

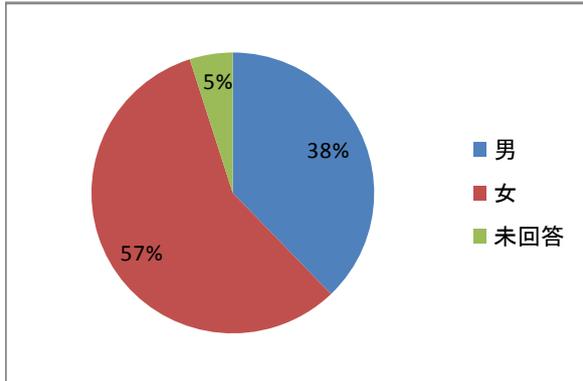
その結果がまとまりましたので、お知らせします。

町では、これらのアンケート結果を踏まえながら、条例作りを進めてまいります。

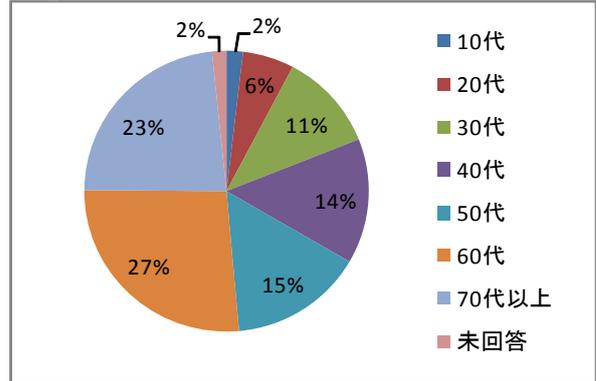
調査の方法と概要

1. 調査地域 大磯町全域
2. 調査対象 18歳以上の町民1,000人を無作為抽出
3. 配布方法 郵送により配布、回収
4. 調査時期 平成22年3月
5. 回収率等 回収数：426通 回収率：42.6%

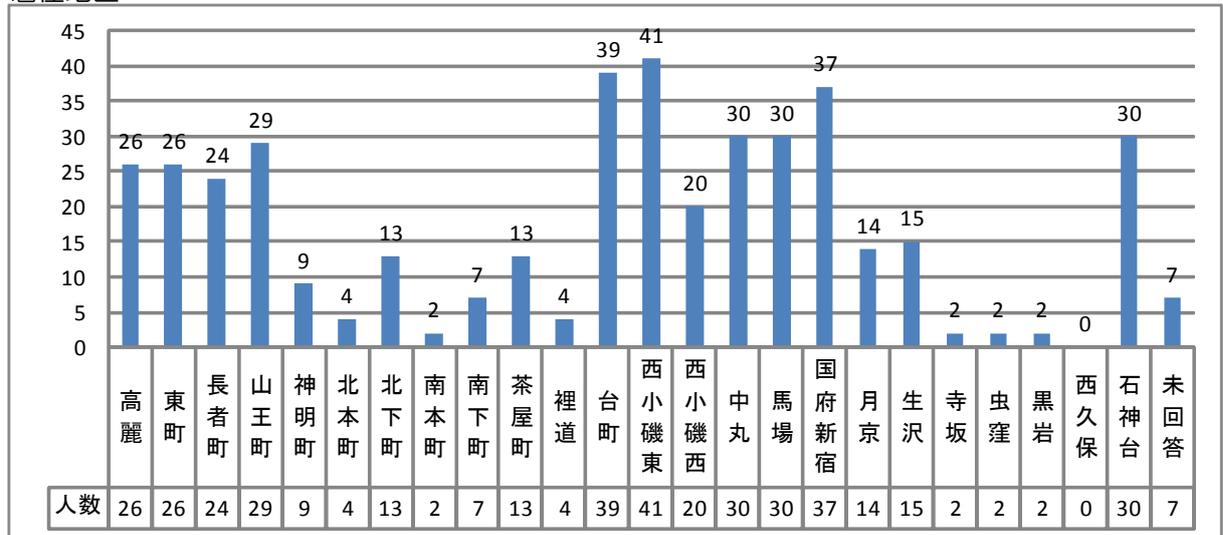
性別



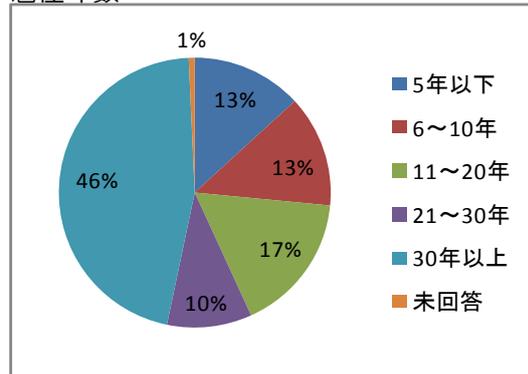
年齢



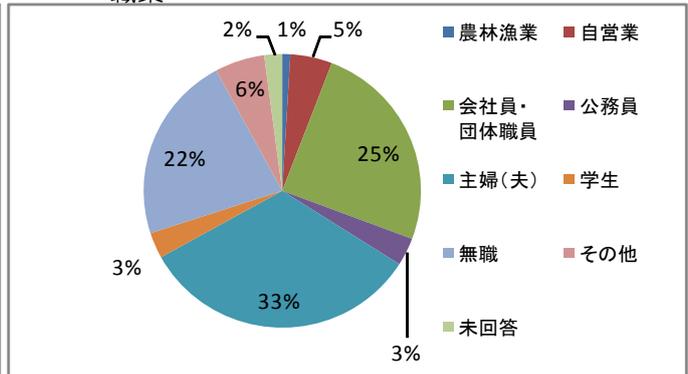
居住地区



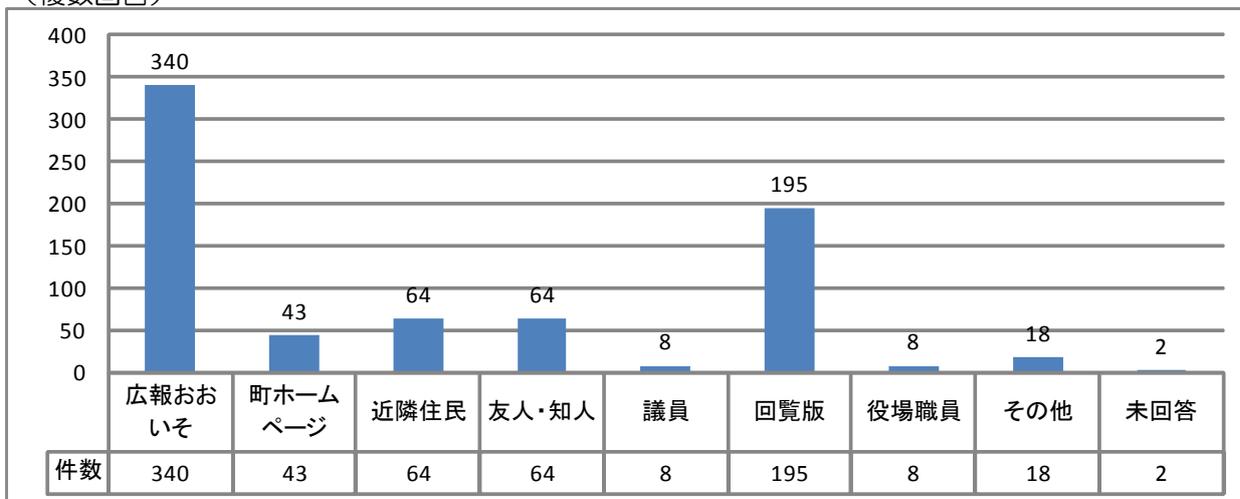
居住年数



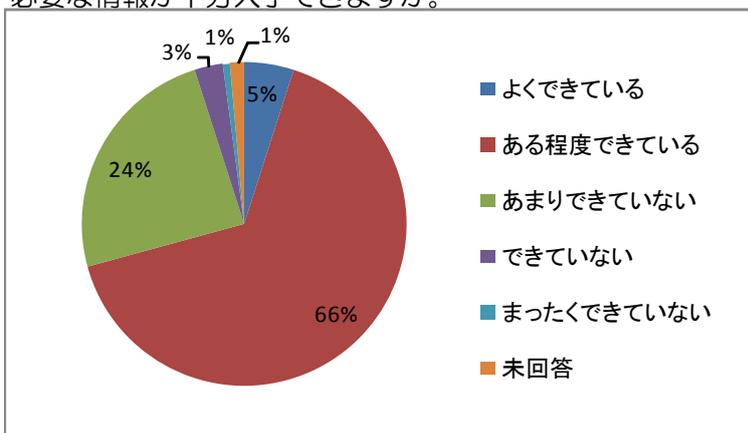
職業



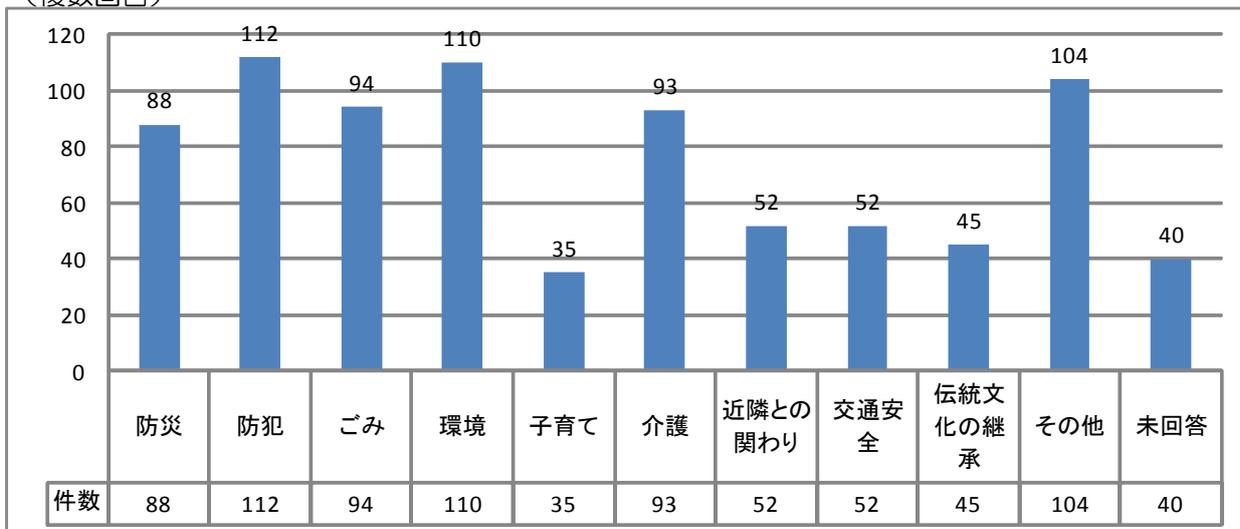
Q1 あなたは大磯町で生活するうえで必要な情報を主にどのような方法で入手していますか。
(複数回答)



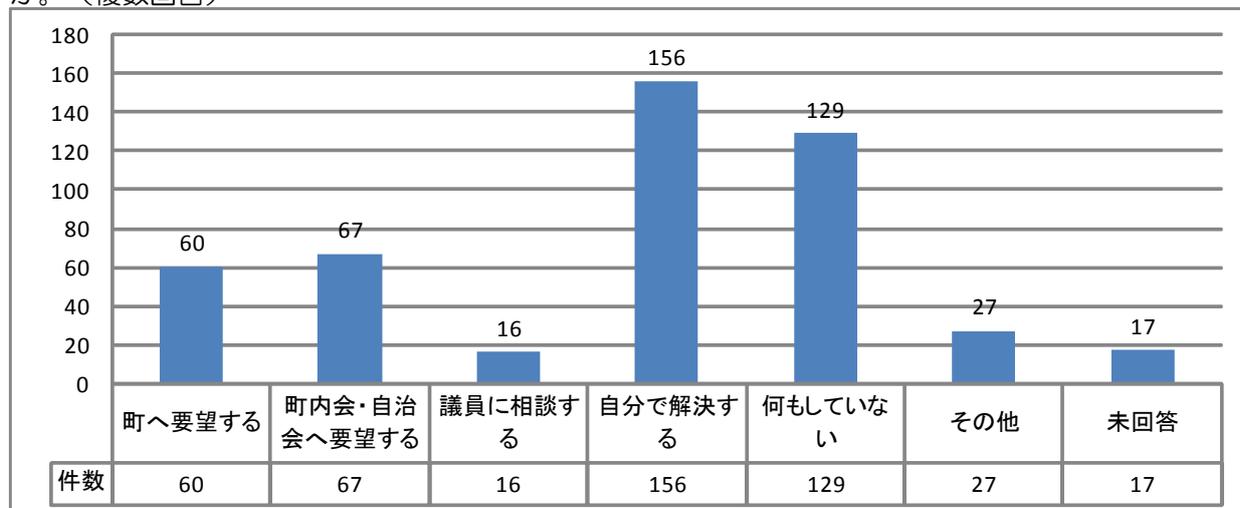
Q2 現在、あなたは大磯町で生活するうえで必要な情報が十分入手できますか。



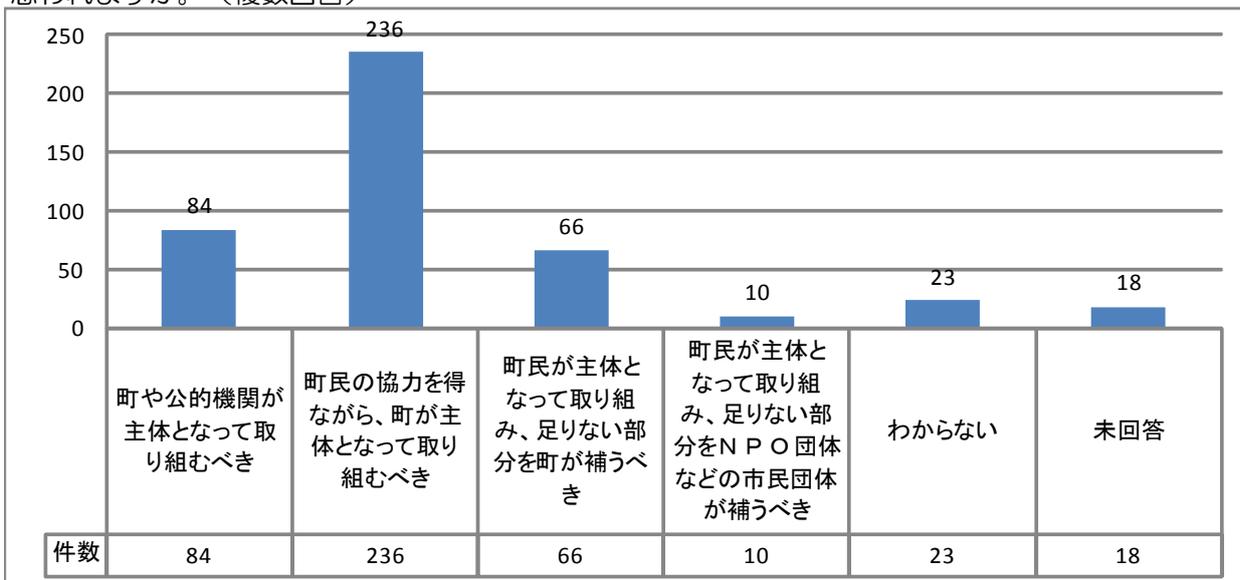
Q3 あなたは日頃の生活の中で、特に解決したい課題や抱えている問題(悩み)はありますか。
(複数回答)



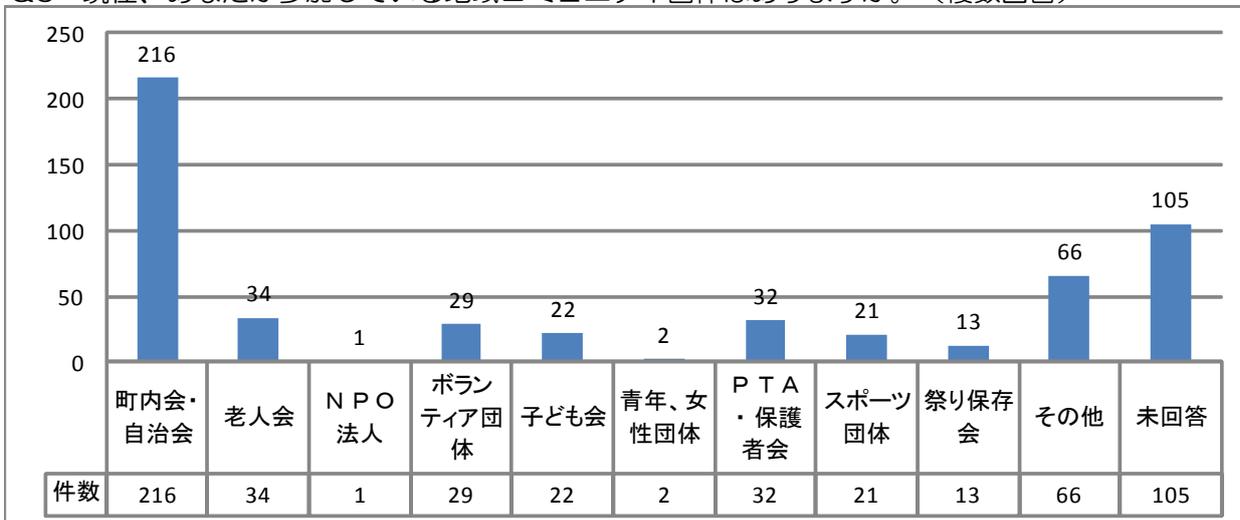
Q4 あなたは日頃の生活の中で課題や問題を解決するため、主にどのように対応されていますか。（複数回答）



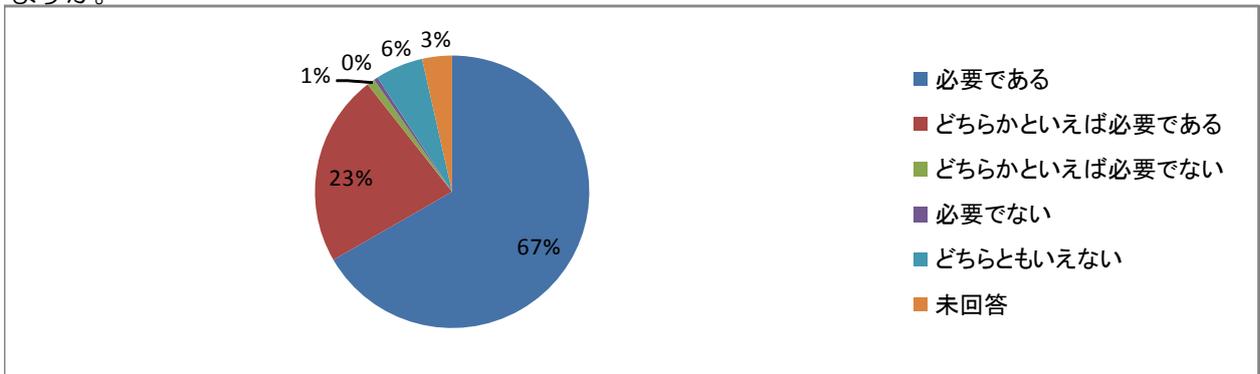
Q5 あなたは、日頃の生活の中での課題や問題を解決するため、本来どのように取り組むべきと思われますか。（複数回答）



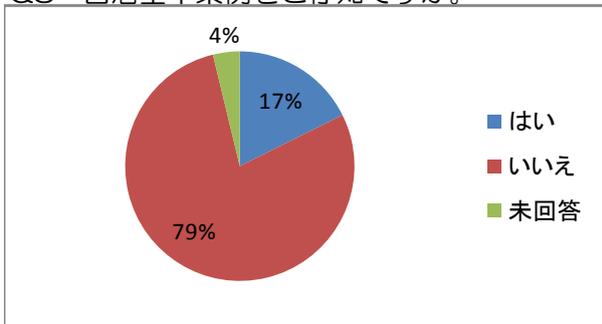
Q6 現在、あなたが参加している地域コミュニティ団体はありますか。（複数回答）



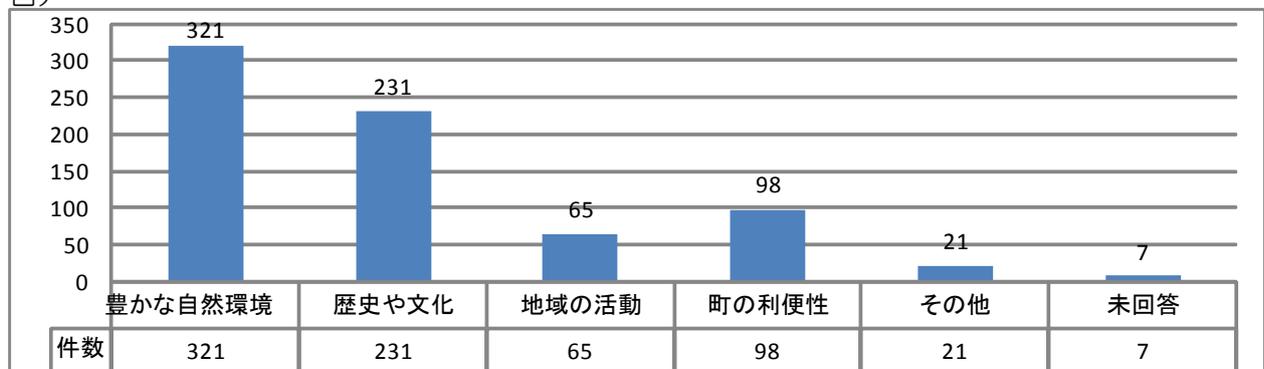
Q7 あなたは、町民、事業者、議会及び町がそれぞれの責任と役割分担を明確にして、お互いの立場を理解し、助け合い、協力しながら「まちづくり」を進めていくことについて必要だと思われ
ますか。



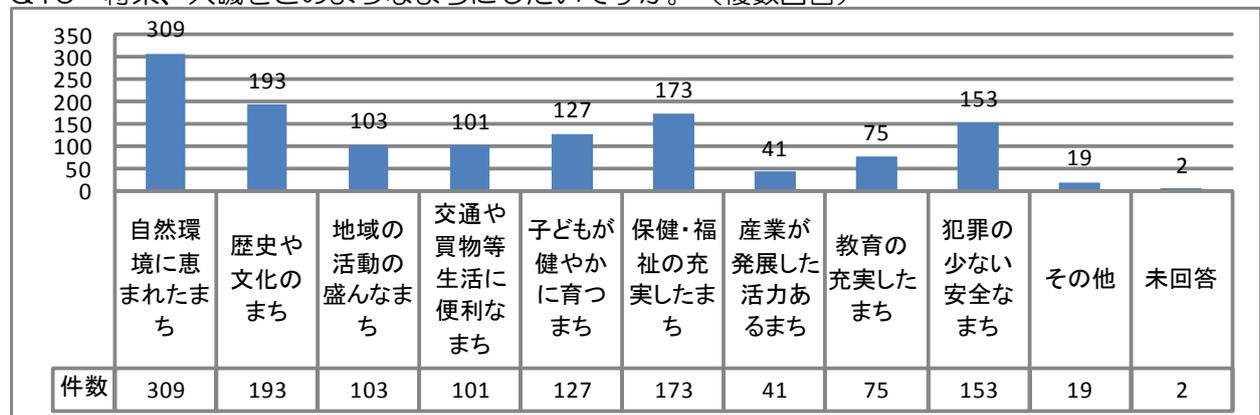
Q8 自治基本条例をご存知ですか。



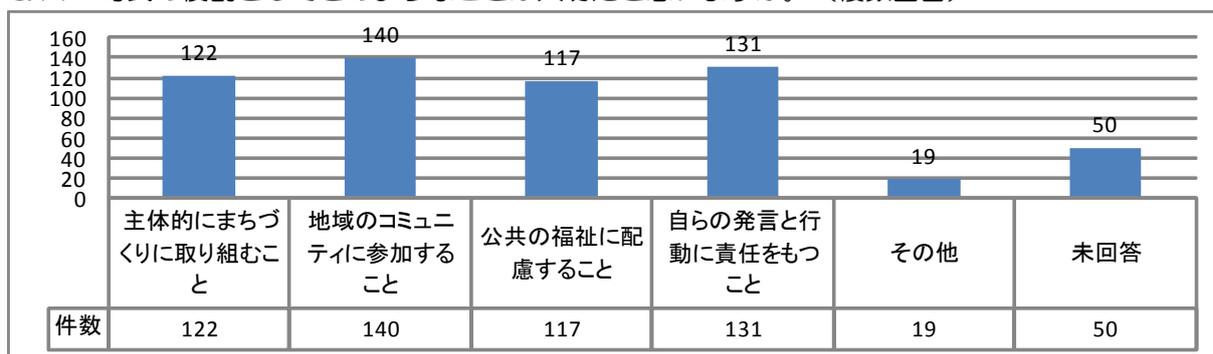
Q9 今後のまちづくりに活かしていきたい大磯町の魅力、特色は何だと思えますか。（複数回
答）



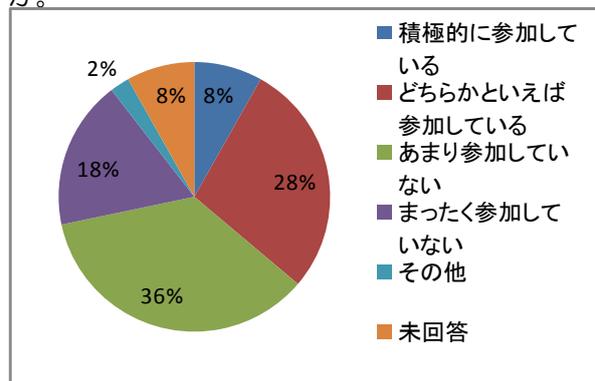
Q10 将来、大磯をどのようなまちにしたいですか。（複数回答）



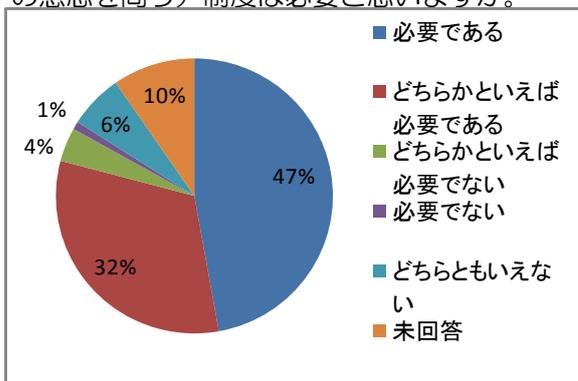
Q11 町民の役割としてどのようなことが大切だと思いますか。（複数回答）



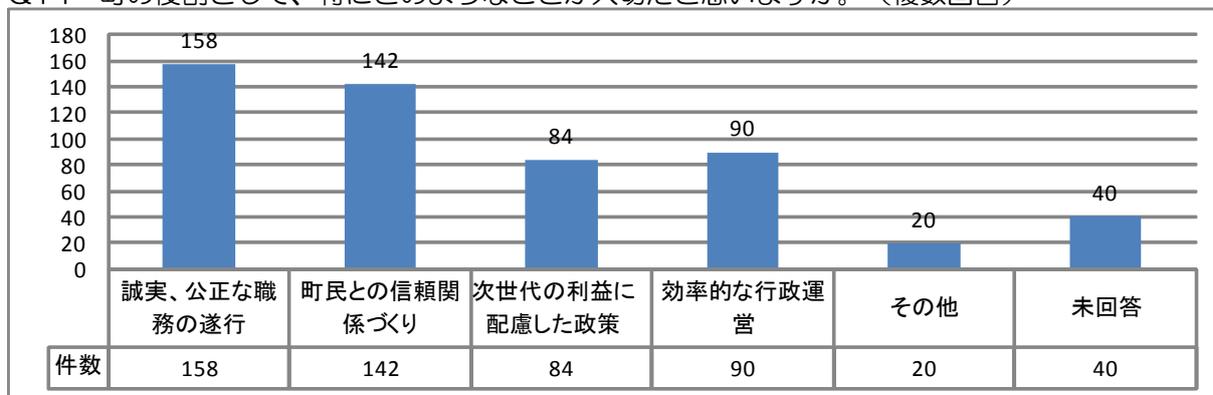
Q12 町・地域の行事等に参加していますか。



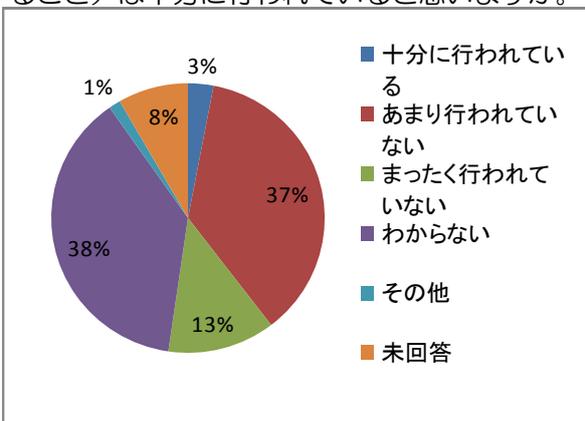
Q13 住民投票（町の重要事項について町民の意思を問う）制度は必要と思いますか。



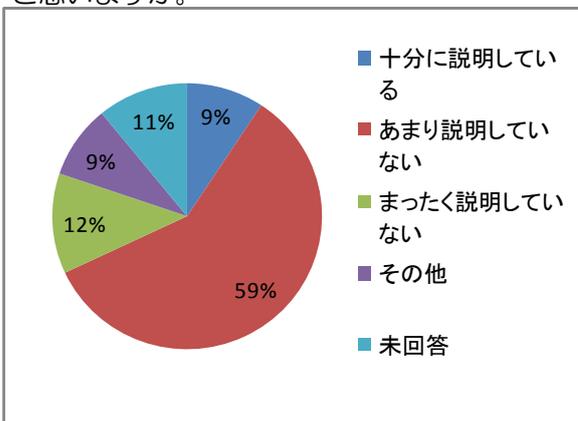
Q14 町の役割として、特にどのようなことが大切だと思いますか。（複数回答）



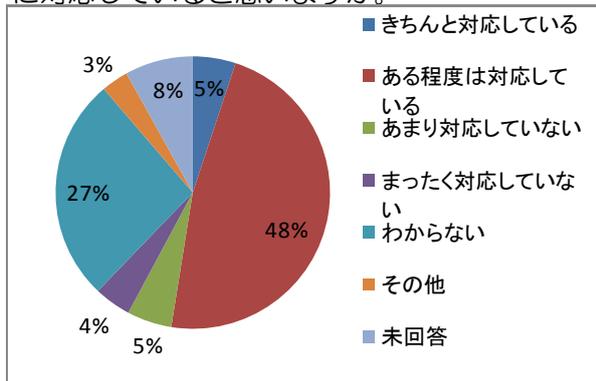
Q15 行政評価（町が実施した事業を評価すること）は十分に行われていると思いますか。



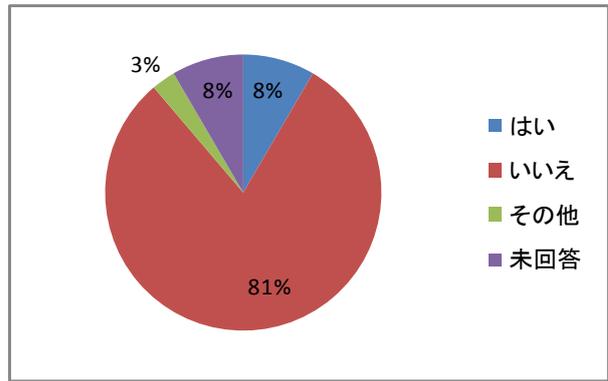
Q16 町は、財政状況を町民に説明していると思いますか。



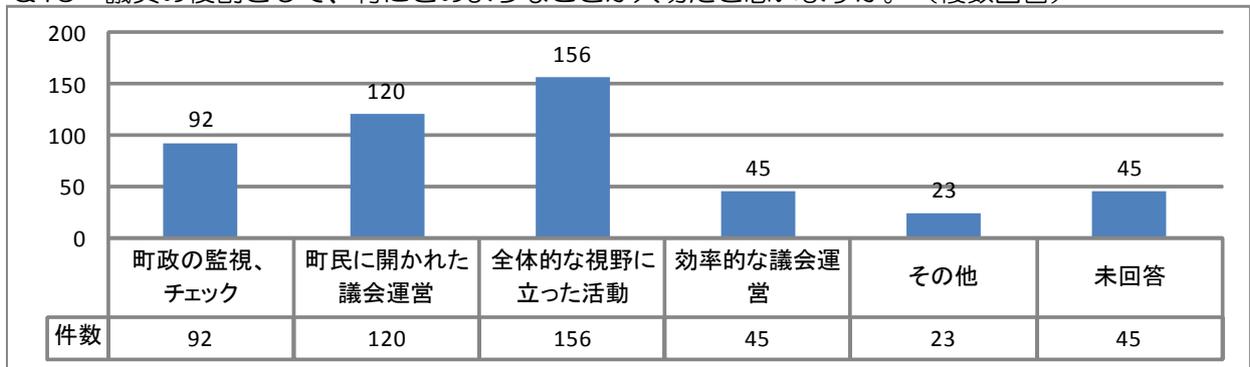
Q17 町は、町民からの苦情に迅速かつ適切に対応していると思いますか。



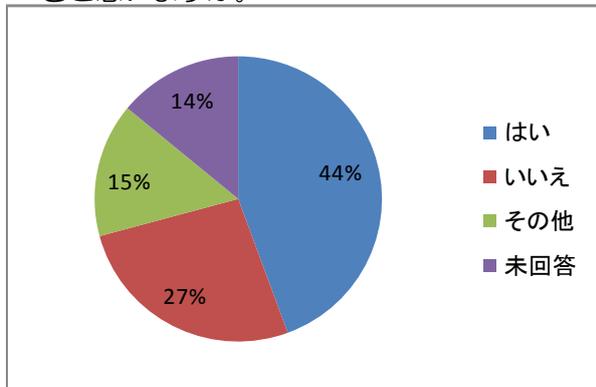
Q18 議会を身近なものと感じていますか。



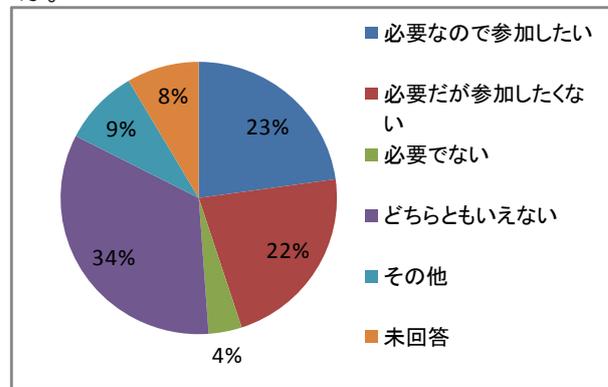
Q19 議員の役割として、特にどのようなことが大切だと思いますか。（複数回答）



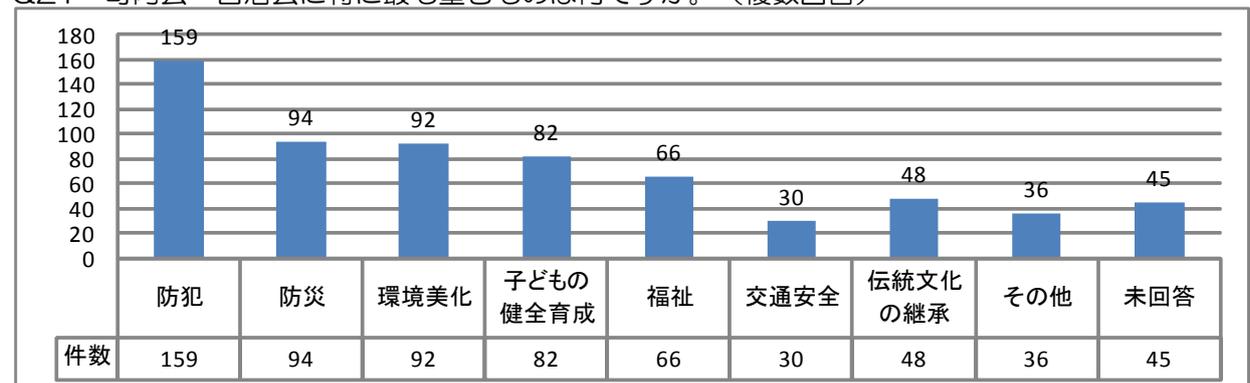
Q20 町内会・自治会活動はもっと活発化すべきだと思いますか。



Q22 住民の行政参加についてどう思いますか。



Q21 町内会・自治会に特に最も望むものは何ですか。（複数回答）



(仮称) 大磯町自治基本条例策定に向けた報告書

(仮称) 大磯町自治基本条例策定委員会

(事務局)

大磯町 町民課

255-8555 大磯町東小磯 183

TEL 0463-61-4100 (代表) FAX 0463-61-1991